

特別な支援が必要な子どもに係る学生ボランティア
「学生スクールパートナー」応募要領

加古川市教育委員会

1 事業目的

市内の幼・小・中・義務教育学校・養護学校に在籍する特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の学校園生活を支援するボランティア活動を通じて、将来、教員や心理士を目指す学生の現場体験の機会とする。

2 活動内容

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、管理職をはじめ担任の指示のもと幼児児童生徒の活動の補助を行う。ただし、学習指導は行わない。

3 応募について

- (1) 応募方法 下記のいずれかの方法により、加古川市教育委員会へ登録申請を行う。
- ①「学生スクールパートナー登録申込書」(別紙様式)を加古川市のホームページよりダウンロード、または、大学の窓口で受取るなどし、必要事項を記入して提出する。(郵送又はFAXでも可)
 - ②加古川市オンライン申請システムの登録申請フォームに必要事項の入力をする。
- (2) 応募要件 下記の要件を満たす大学生(大学院生を含む)
- ①将来、教師をめざして教職課程を履修したり、学校心理士や臨床心理士等の資格をとるために心理学、教育心理学、臨床心理学等を専攻したりしている学生。
 - ②障がいなど特別な支援が必要な子どもへの理解と情熱がある学生。
- (3) その他
- ・交通費等は、自己負担となります。
 - ・活動中に負傷した場合は、教育委員会が加入するボランティア保険で対応します。
 - ・「かこがわウェルビーポイント制度(ボランティアポイント)」の対象となります。

- 4 登録期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
年度ごと(随時受付)※定期、不定期は不問。

5 ボランティアの登録及び学校園への派遣の流れ

- (1) ボランティアを希望する学生は、申込用紙、登録申請フォームでの登録をする。
- (2) 市教委は、市内の学校園から要請に応じ、登録している学生に案内する。
- (3) 市教委は、案内した学生からの派遣可能連絡を受けて、派遣を決定する。
- (4) 学校園の担当者から派遣が決定した学生に直接連絡があるので、詳細等の打合せを経てボランティア活動に従事する。